



平成 27 年 12 月 18 日

大阪府知事 松井 一郎 様

大阪府特別職報酬等審議会  
会長 池田 辰夫

行政委員の報酬等の額について（意見具申）

平成 27 年 6 月 19 日付け人企第 1356 号により意見を求められた標記のうち、下記 1 の事項について、別紙のとおり意見を具申します。

記

1 意見具申

- ・行政委員の報酬等の額について（非常勤の委員に係る事項）

## 大阪府特別職報酬等審議会意見具申

大阪府特別職報酬等審議会規則第二条の規定に基づき、平成 27 年 6 月 19 日、知事より本審議会に対して特別職の報酬等に関する諮問がなされた。

これを受け、本審議会では議論を行い、知事等の給料の額及び知事等の退職手当のあり方については、同年 9 月 1 日に既に答申等を行ったところである。その後、行政委員の報酬等の額（非常勤の委員に係る事項）について引き続き議論を行い、本日、意見具申に至った次第である。

本意見具申の趣旨を最大限に尊重され、適切に対応されるよう要望するものである。

### 【意見具申】

#### 第 1 意見具申

##### 1 行政委員の報酬等の額について（非常勤の委員に係る事項）

本審議会では、平成 23 年の意見具申の考え方を基に、平成 24 年 4 月 1 日以降の委員の勤務状況、他都道府県の状況を勘案し議論を行ってきたところである。

その結果、引き続き、委員の勤務状況や他都道府県の動向等を注視していく必要があるものの、現時点においては、報酬の額、月当たりの上限額（日数）、日額支給方式等について、平成 23 年の意見具申を改めるほどの状況の変化は見られず、現行どおりとすることが妥当と考える。

併せて、他の特別職との均衡から、物価の変動や民間の動向を反映したものである一般職（本庁部長級職員）の給与改定率を参考に改定を行うことが適当である。

以上より、次のとおり提言する。

非常勤の委員長等	日 額	39,000 円	
	月 額	312,000 円	(1 月当たりの勤務日数が 8 日を超える場合)
非常勤の委員等	日 額	33,000 円	
	月 額	264,000 円	(1 月当たりの勤務日数が 8 日を超える場合)

なお、改定の時期は、平成 28 年 4 月 1 日から実施されることが適当である。

## 【意見具申にあたっての考え方】

### 第1 意見具申についての考え方

#### 1 行政委員の報酬等の額について（非常勤の委員に係る事項）

##### （1）平成23年の意見具申の考え方

- ① 地方自治法の規定では、非常勤の行政委員の報酬は、日額支給が原則であり、府民にとっての透明性、分かりやすさなどを考慮すれば、これを支持する。
- ② 行政委員には、常勤の者と非常勤の者がいるが、常勤であれ、非常勤であれ、その職務・職責は同一と考えられるので、非常勤行政委員の報酬日額は常勤行政委員の給料月額を常勤職員の月当たり平均勤務日数（21日）で除した金額とするべきである。
- ③ 1週間当たり2日、月で8日以上勤務になれば、常勤的な勤務と評価でき、これまでの取り扱いとのバランスを考慮して、月当たり8日勤務の場合に支給される金額を月当たりの支給の上限額とする。
- ④ 委員会または委員の職務は、それぞれの分野で重要な意義を有しており、その価値に差異を設けることは望ましくないところから、一律に定めることが適当と考える。

##### （2）行政委員の報酬の額について

現在、平成23年の意見具申のとおり、平成24年4月1日以降は日額支給方式とされている。

本審議会では、平成23年の意見具申の考え方を基に、平成24年4月1日以降の委員の勤務状況、他都道府県の状況を勘案し議論を行ってきたところである。

委員の勤務状況について、平成23年の審議会において参考とした委員の月当たり平均勤務日数は、平成22年度では4.6日であった。本審議会において調査したところ、平成26年度は5.8日となっている。

また、他都道府県の状況について、報酬の支給方式は、「月額」、「日額」、「月額と日額の併用」と、各団体によって分かれており、委員会毎に異なった支給方式を規定している団体もあるなど様々である。

併せて、大阪府における報酬の額を他都道府県と比較したところ、報酬日額又は月当たりの上限額は、日額支給方式又は月額支給方式としている他都道府県の平均を上回る水準である。

上記の状況を勘案すると、報酬日額について、日額支給方式としている他都道府県の平均を上回る水準であり、職務・職責を同一と考えている常勤の行政委員との均衡も考慮すると、現行の水準は妥当なものとする。

また、月当たり8日勤務の場合に支給される金額を月当たりの上限額としていることについて、月当たり8日を超えて勤務している実態はあるものの、その上限額は、月額支給方式としている他都道府県の平均を上回っている状況であり、相応の水準は確保されていると考える。

加えて、平成 24 年度以降の勤務状況も勘案すると、引き続き、委員の勤務状況、他都道府県の動向等を注視していく必要があるものの、現時点においては、報酬の額、月当たりの上限額（日数）、日額支給方式等について、平成 23 年の意見具申を改めるほどの状況の変化は見られず、現行どおりとすることが妥当と考える。

併せて、他の特別職との均衡から、物価の変動や民間の動向を反映したものである一般職（本庁部長級職員）の給与改定率を参考に改定を行うことが適当である。

以上より、次のとおり提言する。

	意見具申	現行
非常勤の 委員長等	日 額 39,000円 月 額 312,000円※	日 額 38,000円 月 額 304,000円※
非常勤の 委員等	日 額 33,000円 月 額 264,000円※	日 額 32,000円 月 額 256,000円※

※ 1月当たりの勤務日数が8日を超える場合

なお、改定の時期は、平成 28 年 4 月 1 日から実施されることが適当である。

## 第2 審議会での意見

本審議会において、委員から次のような意見があった。

### 1 行政委員の報酬等の額について（非常勤の委員に係る事項）

- ・ 日額には時間の概念がないが、業務には長いものもあれば短いものもあり、考慮する必要はないのか。
- ・ 勤務の対価として報酬を支払うにも関わらず、8日を超えて勤務している委員に対し、8日を限度にしているのは勤務に対する反対給付となり得るのか。
- ・ 一部の委員会で、平均8日を超えて勤務しているということは、8日を超える勤務が常態化している委員がいるのではないか。勤務に見合った報酬を払うべきではないか。
- ・ 勤務日数の多い委員会は月額、少ない委員会は日額というのは、ある意味妥当ではないのか。
- ・ それぞれ違う業務、職責を担っている委員会にも関わらず、一律に報酬を決めるのはいかがか。
- ・ マーケットコストは考慮しないのか。行政側の都合だけで額を決めるのはいかがか。弁護士の相談料等のマーケットコストを考慮すべきと考える。
- ・ 報酬の額について、他都道府県の平均金額だけでバランスを取るということではなく、処理件数等の業務量が類似した他都道府県とのバランスを取る必要があるのではないか。業務量を見ずに、金額だけでバランスが取れているというのは違うのではないか。
- ・ 様々な諸条件をみながら、見直していく必要があると思うが、平成23年の意見具申を根底から変えなければならない事実やエビデンスがないのでは、現行どおりも相応の水準と言えるのではないか。
- ・ 実態を確認しないことにはわからないが、時間に関係なく勤務したら1日とカウントするのであれば、日数が多いこと＝業務量がとても多いということは一概に言えないのではないか。
- ・ 地方自治法の規定では、時給という概念が想定されていないとなると、現行の日額でというのが相応に妥当性なところかと思う。
- ・ 労働委員会など特定の人に業務が偏っているところについて、1回の時間が短く回数が多くなっているものを合わせて1回90分単位で運用するなど工夫していただきたい。
- ・ 今後に向けて日額にした時の課題整理を行うことが必要ではないか。

**【委員名簿】**

(五十音順)

氏名	現職	備考
池田 辰夫	大阪大学大学院 高等司法研究科 教授	会長
尾池 良行	大阪府中小企業団体中央会 会長 (株式会社ナストコーポレーション 取締役会長)	
倉持 治夫	大阪商工会議所 副会頭 (大同生命保険株式会社 顧問)	会長代理
中村 文子	公認会計士	
藤本 加代子	関西経済同友会 幹事 (社会福祉法人隆生福祉会 理事長)	
本荘 達子	全国消費生活相談員協会 参与 消費生活専門相談員	
山本 一志	日本労働組合総連合会 大阪府連合会 (全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 大阪地方協議会 議長)	

**【審議経過】**

	開催日	主な審議内容
第四回	平成 27 年 8 月 3 日	・教育長の給料の額に係る審議 ・行政委員の報酬等の額に係る審議
第五回	平成 27 年 8 月 31 日	・答申（案）について審議
第六回	平成 27 年 12 月 7 日	・行政委員の報酬等の額に係る審議 ・意見具申（案）について審議

